

Title	中華民国財政の整理 (中)
Sub Title	
Author	胡, 己任
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1922
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.16, No.8 (1922. 8) ,p.1168(120)- 1186(138)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19220801-0120

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

而も無所屬代表者が獨立論から脱したので第二回大會には三十七名、第三回大會には三十一名の代表者が彼等の決議に賛成したに過ぎなかつた。(未完)

中華民國財政の整理 (中)

胡 己 任

第二章 我國財政紊亂の原因

第一節 内政の不統一

我國に於ては民國成立以來、舊制已に破壊せられて、完膚なく、新制未だ樹立せず、中央政府の基礎動搖して、地方督軍の權力往々中央政府を壓し、政令國內に出でず、殊に近年群雄割據し、紛争連綿して絶えず、行政系統十中八九破壊せられ、其結果左の如き大なる弊害起るに

- 一、財務行政機關の複雑且不統一なること、
- 二、軍費巨大なること、
- 三、國有鐵道を初め政府事業の収入の如き、政争と兵亂の爲めに減收せらるること尠からざるのみならず、多く地方に差押へらるること、
- 四、租稅收入官産收入等は、殆んど全部地方に流用せられ地方の中央に送納すべき「解款」杜絶せられ、中央政府をして財政の調劑に窮し、借款に依頼せざれば、政府を支持する能はざる悲境に陥らしむること、
- 五、財政の計畫例へば租稅整理幣制改革等の不可能なること、
- 六、地方の軍人官吏等、恣に民財を搜括し、稅源を涸竭せしむること、
- 七、國民は安んじて業務に従事する能はずして、百業衰頹し、稅源は日に涸竭すること、
- 八、地方の軍民長官恣に内外債を借入ること、

由之觀之、内政の不統一は正に財政を紊亂せしむる一大原因なり。

第二節 財政に於ける秩序の不確立

我國の財政當局は、財政に對して秩序なし、

計畫なし、收入あれば、直に濫費して餘す所なく、収入なければ、必要なる國務も亦之を閑却して顧慮せず、窮乏逼迫其極に達せば、借款に倚賴し姑息なる彌縫策を以て、一時を糊塗す、極言すれば我國財政當局は、何等研究なく、借款を以て能事とし、借款に長ずれば、最も財政當局に適任とし、其職務は出納係と何等異なるを知らず、財政部も一箇の出納機關にして、理財の機關に非ざるなり、斯くの如き人物斯くの如き機關に、國家肝要なる財政を委するは、其危険豈に測るべけんや。

第三節 豫算制度の閑却

我國政府は、豫算を重要視せざるものなり、且つ民國成立以來再三の政變起りたるが故に、豫算を編成し得たるは、僅に二、三、五、八年に過ぎず、加ふるに此等の豫算に表はれたる數字は、頗る杜撰不正確にして、信するに足らざる

のみならず、又連年政争絶えず、内治不統一なるにより、實施することなかりき、要するに此等の豫算は、畢竟一の形式に過ぎずして、果して吾國の歳出歳入の實數幾何、各省と中央との經費分配如何、用途の正確なりや否や等は、皆不明の内に終り、國民の財政に對する監督の道無し、且政府我儘勝手を振舞ひ、指定したる經費をも他に流用し、反つて正當の用途を顧みず、財政と稱するも、實は一篇の濫帳に過ぎざるなり。斯くの如き豫算なき國に對して、財政の紊亂せざることを望むは、不可能なり。

第四節 中央財政と地方財政との關係 紛亂

我國の行政組織は、地方分權に偏せり、然るに地方自治制度未だ發達せず、國家行政と地方行政との劃然たる限界なし、國家税と地方税との區分無し、中央收入と地方收入との關係は甚

だ紊亂せり。之を詳言すれば、近年各省は中央政府の許可を経ずして、自から内外債の募集、貨幣の鑄造、紙幣の發行を敢へてし、國家財政をして益々紊亂せしむるに至れり、中央經費の支辨は主に地方各省の財政に餘裕ある場合之を中央に送納する所謂「解款」に依頼し、中央直接收入は僅に關稅鹽稅等あるのみ、近年之に屬すべき稅目漸次増加し、民國八年度歲入豫算に於て、關稅鹽稅の外、印紙稅、菸酒稅、菸酒公賣稅、菸酒牌照稅、契稅、牙稅、礦稅、屠宰稅及び牲畜稅を中央直接收入稅目として列擧せるも、此等の直接收入の中於酒公賣收入は、中央直轄の官署より徵收し、他は地方各省に於て收納の上、中央專款として中央に送附することとし、而して各省往々滯納することあるが故、中央の實際收入は豫算に比して遙に少額に止まれり。又田賦貨物稅、正雜各稅、正雜各捐に屬する諸稅に至

りては皆地方各省の徵收に歸し、各省の經費を支辨せる後尙餘裕あれば「解款」の形式を以て中央に送納し、不足あれば「協款」の形式を以て、中央より協助を仰ぐこととし、而して歷來各省より中央に送附すべき解款實收額は常に豫算額の下に在り、殊に近年の如きは、政變相繼ぎ、北京政府の威嚴乏しき結果、頻に送款を電命せるも、各省は命令に従はざるのみならず、又或省は中央に向つて財政上中央の援助を強請し、告急の電日ありて止むことなし、中央既に收入すべき所なく、唯だ外債に仰ぎて、以て其生命を維持する上に、又地方の要求に應ずるを以て、外債に依頼せざる能はず、勢ひ全國の收入を舉て悉く外債の利息に充つるの止むを得ざるなり、斯くの如く財政上中央の統轄權は殆んど地に掃ひ、其財政の紊亂に陥れるは當然の數なりと謂ふべし、

第五節 租稅系統の不完全

我國は從來租稅系統を有せず、間接稅の過重、惡稅の滋生等の關係により、貧富の負擔は公平を失ひ、平均の負擔は輕しと雖も、農工商民をして困憊せしめ、而して各國に於て行はる、良稅は、皆惡稅繁重にして、民力疲弊せるが故、普く施行すること能はず、財政當局は長難苟安を以て事と爲し、重大なる興革は敢へてせず、釐金の撤廢すべきは多年の朝野一致の主張なるに拘らず、今日に至るも、猶未だ實行せず、斯くの如くにして、財政の紊亂に至れるは、免かれざる事なり。

第六節 國債負擔の過重

抑々我國は、前清時代に在りて、中日戰爭及び團匪事變の爲め、巨萬の外債を起し、財政に莫大なる負擔を加へ、遂に後年財政紊亂の一大原因となせりと雖も、尙是れ臨時非常事變の爲

め已むを得ざるに係り、未だ外債に依頼せざれば、經常費を支辨すること能はざる難境に至らず、近年に至りて、内亂政變熾ます、綱紀地に墜ち、歲入涸竭せる上に歲出遞増し、是に於てか借款を以て財政の困難を救ふ唯一方法とし、借款成立すれば、直に濫費し、又他の借款の成立を謀るの情態と爲り、或は外債元利の償還資金を普通行政費に流用し、又或は中央及び地方官署、外商より購入せる軍器機械其他物品代價の支拂を延滞するの結果、之に利息を附して、短期借款に變形し、期限到來すれば、更に延滞利息を加算して、新なる借款に改むる等百方彌縫手段を盡して至らざる無き状態なり、且其の提供せる擔保の如きも、初めは海關稅(釐金及び舊關稅の一部)鹽稅を以てし、次で地方主要なる租稅の一部、重要な國家事業、國有財產等凡てを借款の擔保に供し、剩す所は唯地租

あるのみなり、借款の條件に至りては、苛酷至らざる所なし、利率の如き四分、四分五釐、五分、七分、八分より漸く一割以上に至り、別に割引及手数料あり、其苛酷實に驚くべきものあり、嘗に外債のみならず、内債に於ても、擔保を提供し、利息を重くして、種々の優待條件を附加せり、借款の用途如何と謂ふに、彼の飛行機借款と云ひ、無線電信借款と云ひ、京畿水災借款と云ひ、實業借款と云ひ、名は美なれども實は政費軍費に濫用し、少數の軍閥官吏の私腹を肥すのみ、外債の外に又種々なる内國公債、市中銀行の高利貸あり、名目繁多枚舉するに遑なし、斯くの如くにして國家の信用既に地に掃ひ、毎年負擔の利息は莫大なる額に達し、國家財政をして紊亂收拾す可からざるに至らしむるは怪しむに足らずと謂ふべし。

第七節 軍費の過重

我國古來より、國家の歲出入は單に官吏が自己の目分量を以て人民より收入を徵收し、同じく自己の任意に之を支辨するに止まり、殊に民國元年以來、當局は其故轍を改めざるのみならず、更に公帑を濫費し、私慾に耽り、克利斯浦の五百萬磅、善後大借款の二千五百萬磅等の如く、正式總統選舉費、帝制運動費、洪憲帝政籌備費等に消耗するもの多し、又連年政治問題頻發し、兵亂絶ゆることなきを以て、行政費愈々巨額に上り加ふるに歐洲戰亂の影響を受けて、産業其他の經濟施設を行ふ爲めにも、經費自から膨脹するに至れり。

我國の財政は歴來歲出は歲入に超過し、近年に至り、其傾向益々顯著なり、前清末年及び民國元年(一九二二)に於ける經費は毎月約三百萬元乃至四百萬元に過ぎざるも、民國二年には、五百萬元乃至六百萬元に増加し、民國五六年の間

民國成立以來、政變屢々起り、鬪争已まざるが故に、中央及び地方の軍隊益々増加し、民國九年(一九二〇)の調査によれば約四十二師、各種旅百五、歩兵騎兵團二六、其他雜軍四百八十餘營、合計兵數百四十萬に達し、縱令内亂なしと雖も、尙毎年三億の養兵費を要す、況んや年々南北對峙し、相互に干戈を以て見え、其直接間接の損失幾何なるやを知らざるに於てや、民國八年度豫算案に就きて、歲出總額に對する陸軍費約四五割に當り、其の過大なる、實に驚く可きものなるが、其支出せる軍費は、豫算案の數字に止まらず、實際は更に巨額に達せるものなり、且つ軍隊の暴動を顧慮するが爲め、他の重要な政務を停止するも、軍費支拂の延滞を敢へてせず、軍費の過重は正に財政紊亂の一大原因なり。

第八節 政費の濫用

に七百萬元乃至八百萬元に上り、更に民國七年に於ては、一千五百萬元の巨額に達し、民國八年に於て毎月の政費は少くとも左記の如く約一千二百萬元に上るに至れり。

行政費	三、〇六〇、〇〇〇元
通常軍事費	五、七〇〇、〇〇〇
特別軍事費	三、〇二一、〇〇〇
邊境防備並補助費	六〇、〇〇〇
各種臨時費	一六〇、〇〇〇
合計	一二、〇〇〇、〇〇〇

而して同年毎月の收入は、約四百三十萬元あるのみ、爲めに毎月不足の額七百七十餘萬元に達し、其財政上の困窮は察するに足るべきなり。

政費の膨脹以上述べたることのみによるに非ずして、又種々なる原因あり、其大なるものは、即ち當局は巧に種々なる機關官職を設けて、其私人を任用し、何等の職務なく坐して月俸を受

領せしめ、遂に政費の膨脹を招致すればなり。

第九節 中飽の弊

吾國に於て、中央と云はず、地方と云はず、概して中飽の弊を免かる能はざるが故に、國民の負擔を徒に加重するも、國家の收入は何等の増加無し、單に官吏をして巨萬の富を積累せしむるのみ、是れ我國は、廉俸を以て尙とし、官吏をして大に弊端を開けるにればなり。中飽の弊は、財政紊亂の一因なりと謂ふも、差支無きなり。

第十節 結論

以上に述べたる外、尙財政をして紊亂せしむる原因として擧ぐべきものは、貨幣制度の混亂、中央銀行基礎の動搖等あり、

夫れ一國に於て、以上の諸原因の一あれば、已に其財政をして紊亂せしむるに足る、況んや百病一身に中るに於てをや。

外交、軍政は絶對的に中央に集權し、財政、交通は相對的に中央に集權し、教育、内務、實業等は地方に一任し、中央は其成果を總ぶべし。

又全國行政範圍を左の如く分配すべし。

甲、國家行政

子 中央政府各部の行政

- 一、外務行政 二、軍務行政 三、司法行政
- 四、財務行政 五、交通行政 六、内務行政
- 七、教育行政 八、實業行政

丑、省の國家行政

- 一、外交 二、軍政 三、司法及び監獄 四、專門以上の學校 五、國稅徵收事務 六、交通行政 七、實業行政

乙、地方行政

- 一、教育行政 二、内務行政 三、財務行政 四、交通行政 五、實業行政

第二節 國家經費と地方經費の劃分

吾人は已に我國財政を紊亂せしむる原因の所在を了解せる以上は、宜く其整理策を案すべし、今試に余の我國の財政に關する整理案を次に述べんとす。

第三章 我國の財政整理策

第一節 内政の統一

我國の財政の整理は、容易なることに非らず、されど又稅制の改善、幣制の改革、國債の整理、政費軍費の節約等を行ひ、又一方に收入の増加を計り、漸を逐ふて財政整理の緒に就かしむるは、不可能なることにも非ざるなり、唯稅制及び幣制の整理を始め、凡ての財政上の興革を實行せんとするには、今日の如き統治權なき中央政府の力を以てしては、到底望む可からざるなり、故に内政の統一を謀るは、當今の急務なり、今誠に其内政統一の方策を、大體に案すべし、

先づ南北の争を息め、聯省自治を布き、司法、

前節に於て已に國家行政と地方行政との範圍を定めたり、次に之を以て標準として國家經費と地方經費とを劃分すべし、

備考 省以下は地方と爲す、

甲 國家經費

- 一、立法費 二、官吏の俸給及び官廳費 三、外交費 四、陸海軍費 五、司法官廳及監獄費 六、徵收費 七、國債償還費 八、官業經營費 九、工程費 十、專門教育費 十一、實業費 十二、清皇室優待費

乙、地方經費

- 一、立法費 二、地方官吏俸給及び地方官署費 三、教育費 四、警察費 五、衛生費 六、救恤費 七、宗教祀典費 八、徵收費 九、公債償還費 十、工程費 十一、實業費

第三節 政費の節約

我國近年政費の膨脹は著しきものなり、元來

政費は時勢の推移に従ひ、種々なる施設を必要とするが故に、政費も自から膨脹するに至るべし、然るに我國の政費膨脹は、主に是に依るものに非ずして、濫費即ち不必要の途に消耗するによるものなり、蓋し吾國の當局は、機關の爲めに又は職務の爲めに人を任用するに非らずして、私人を任用する爲めに、機關を設立し、職務の名稱定むるものなり、是が故に種々雑多なる無用の機關を存せしめ、幾多の無用の人物、無業の遊民を養ひ、國民の膏血を絞取し、國家に禍患を貽すに至れり。

加之官吏の私腹の肥に又は運動費、賄賂に流用する金錢は、復莫大なる額に上れり、斯くの如くにして、國家有用の財源を無益の途に消耗する時は、財政自から紊亂する道理なり、今後財政を整理せんと欲せば、先づ左の五項を勵行せざる可からず。

し、江河の浚渫、鐵道馬路の増築等に利用し、後には土地開墾工場を起し、之に使用すべし。

第四章 幣制金融の整理

第一節 幣制の改革

現時我國の貨幣流通状態を検するに、銀兩、銀元、銅元、銅錢等の硬貨あり、銀兩鈔票、銀元鈔票、銀角鈔票、銅元鈔票等の紙幣あり、加之外國貨幣及び外國銀行紙幣等我金融界に侵入し、幾多の内外貨幣混同して流通し、各種貨幣の比價は、地金銀銅の騰落及び需要供給の状態如何に依り日に變動し、貨幣と謂ふも、一種の商品に過ぎずして、其本能を發揮すること能はざるなり。

我國の貨幣制度改革の必要は、久しく内外人共に切に感ずる所なり、嘗に議論上のみならず、又斷片的用意を爲したることあるなり、歴史に追遡すれば、二十年前、中日中英條約に幣制改

- 一、節約主義を堅持すべきこと、
- 二、吏治を整飭し、運動費、賄賂等を嚴禁すべきこと、
- 三、無用なる胥枝機關を撤廢すべきこと、
- 四、凡ての名譽職、無用なる顧問、諮議、會辦、帮辦及び官俸を領收し一定の職務なき役員を解職すべきこと、
- 五、中飽濫冒の弊を杜絶すべきこと、

第四節 軍費の縮減

我國に於て、督軍制の下に、過大なる陸軍を有するは、我國政界に於ける不斷の暗闘の原因となれると共に國家の收入を枯渴せしむること甚しきを以て、此際速に之を縮少するは、單に我國の行政權の統一及び經濟的發展の爲めのみならず、我國の財政的刷新を勵行し、一般の文化を發達せしむる所なり。

陸軍縮少は、財政整理の第一着なれば、陸海軍費は、歳入の一割或は二割に限定し、裁兵法は先づ現在督軍制度を廢し、各省軍隊中極めて少數の訓練されたる新式軍隊を中央直轄の師團に改編し、其他は悉く撤廢して、工軍隊に編入

革を誓約し、光緒三十一年時の外務部侍郎兼戶部左侍郎那桐氏が、日本金貨本位制度並に中央銀行制度等調査の爲め、渡日したることあり、ゼンクスヴキリング、堀江歸一博士、阪谷芳郎男等諸名士を聘して、貨幣の改革に關して研究し講演し又立案に當らしめたることあり、十餘年の前、既に幣制借款を起し、又民國六年日本銀行團より、幣制改革資金として、前後三回の前渡金合計三千萬圓を借りたることあり、又新貨幣法例の發布さるゝこと前後三回に亘れる等表面より觀察すれば、我國政府は、實に幣制改革の遂行に熱情を有するに似たり。

然るに以上の用意に拘はらず、今日に至りて幣制の紛亂は、昔日と些の異なる所を知らず、却つて益々紛糾に陥りたるは、如何なる原因に因るやを、考ふるに

其一、我國の政治家は、所謂恒心なくして、百年の大計を

立て、繼續して實行する能はざることを、

其二、財務行政官吏屢々變更し、後任者は前任者の遺志を繼續して、實行せざることを、

其三、歴代財務行政官吏幣制改革の誠意と實力とを有せざること、

其四、内政不統一なること、

其五、幣制紛亂の極に至り、之を改革することは、畏難苟安の官吏の能くする所にあらざることを、

等に因るなり。故に今後幣制の紛亂に放任せんと欲せば、兎に角、苟も幣制を改革せんと欲する以上は、實に外人顧問を招聘し、幣制に關する法令を設くるに止まらず、大計を立て、誠心、誠意を以て、確實に實行せざる可からざるなり、内政統一を完全ならしめ、殊に中央銀行の基礎を鞏固ならしむべきに至りては、言を待たざるなり。

既にして、幣制改革を斷行する誠意を有する以上は、次の問題は、外國貨幣を取締り、之を幣制改革着手の端緒とするを以て、急務とするべし。

發行を統一すると共に、外國貨幣及び紙幣の流通に對して禁止を施すを要すべし、然らずんば、一旦改革したる幣制を再び紛亂する虞を免れざる可し。

我國幣制の改革に關し、從來最も議論ありたるは本位問題是なり、張之洞氏は銀兩本位を主張し、戴澤氏は銀元本位を唱へ、ロバート・ヘド氏は制限鑄造銀貨本位制を説き、センクス及びヴキセリンク兩氏金爲替本位制を唱導し、民國二年幣制委員會に於て、金本位制を採用するに意見一致せるも、唯現在の情態の下に金本位制の實行は、容易ならざるが故に、先づ銀本位制を採り、幣制の統一を謀り、機會成熟を俟て、金本位制に改むることに決定したる事あり、更に民國六年我恩師たる堀江歸一博士は、在來の金爲替本位制銀本位制を排して、金本位制の採用を唱へ、即ち我國幣制改革に關する本位問題

し。

我國に於て、種々雜多なる貨幣錯綜流通し、其間の比價は、皆地金の時價に律せられ、其結果外國の貨幣は、其間隙に乗じて、金融市場に入りて流通し、今其種類を數ふれば、西班牙弗、墨西哥弗、香港弗、日本銀圓、印度支那弗等あり。又銀貨の外、我國に營業する外國銀行支店より發行する紙幣あり、此等外國銀行は、基礎鞏固信用堅實なるが故に、其發行する紙幣は、敏活に流通し、其流通額は約四五千萬圓に達せり。

如何なる國にても、貨幣鑄造權は、皆政府に屬し、寛假すること無し、故に外國貨幣及び紙幣の内國に流通するは、承認する能はざるものなりとす、蓋し貨幣に對して、國家は最上公權を有すればなり、我國は貨幣流通状態を統一せんとする以上は、内國貨幣改革を斷行し、紙幣

は、要するに

- 一、銀本位制
- 二、金爲替本位制
- 三、金本位制

に出でざるなり、今一一に余の淺見を述べんとす。

一、銀本位制如何

現今世界の趨勢は、皆金本位制に趨き、金貨は國際通貨たる性質を有するに至れり、若し我國は銀本位制を固持せんか、物價は金銀市場の變動に伴ひて消長し、對外貿易は悉く投機的性質を帯び、貿易金融上の取引を不確實にならしむるのみならず、我國は莫大なる外債及び償金を負擔し、加ふるに大なる輸入超過國にして、尙將來國富の開發財政の整理等を行はんとするが爲、又外債に依頼すべき國情にあれば、將に銀本位の爲め金本位國の資本を輸入するに支障を生ずるのみならず、銀價低落する時、對外債

務を加重する虞あり、由是觀之、銀本位制は到底我國の現狀に適せざるなり。

二、金爲替本位制度如何

金爲替本位制は、銀本位制に比較すれば、稍優ると雖も、金銀市價永く同一の程度に定着するを許さざるが爲、金銀の法定比價を維持すること困難なり、且つ我國の如く、數百千年來秤量貨幣の行はれたるが故に、名目貨幣の流通を強制するは困難にして、又多くの弊害を生ずるに至るべし、假に我國が今日に於ける金銀市價を標準として、金爲替本位制の法定比價を定め、然る後一旦銀價下落するに至らんか、偽造貨幣は流通界に勢力を得、遂に金爲替本位制は崩壊せざれば止まざるべし。加之我國は獨立國にして、外國との關係は、印度と英國との間に於ける關係と異なるが故に、現金を外國に貯存し、一旦國交破裂する場合は、其危險頗る大なる金貨を要せず、從來流通する銀貨に金貨價値を與へ、漸を以て之を處分するを得べし」と示せり、又我國の幣制の改革は、列國均く望む所なり、宜く援助を求め、幣制借款を訂立し、金を購買して、金貨を鑄造し一方に國內の金鑛開採を奨励し、加ふるに中央銀行發行紙幣の信用の維持に努力し、日本の如く金貨を封存して、専ら紙幣の流通を謀らんか、必ずしも金貨本位を維持するに困難あるにあらざるなり。第二の見解に對して、堀江博士は、吾人に「金貨本位と雖も、必ずしも金貨の流通を要するに非ず、實際に流通する貨幣には、金以外の地金を以て之に充つるが故に、如何なる小額面の貨幣と雖も、之を鑄造して、支那に於ける民度の低きに適應せしむるを難しとせざるなり」と示せり。

余の淺見を以てすれば、日本の金本位制度を施行する時の國民生活程度は、今日の我國の生

し、以之觀之、金爲替本位制は、我國幣制改革案としては、其價値に乏しとせざる能はざるなり。

三、金本位制如何

在來我國の貨幣改革に對して、立案せる内外人士は、銀本位制を主張するに非らざれば、金爲替本位制を、主張するものなり、獨り堀江歸一博士が、此等の説を排して、金本位制を唱へたり、余は深く之を信ず、思ふに從來金本位制を敢へて主張せざるは、第一、我國が今正に財政の困難に悩み、又國內の金産額少く、金貨本位を維持する力なきこと、第二、我國國民の生活程度未だ低く、貴重なる金貨は、度に過ぐる虞ありとの見解によるなり。

然るに、第一の見解に對して、堀江博士は吾人に「金貨本位制を實行するには、種々の形式あり、其の最も適するものは、活程度とは、異なることあるを見ず、彼己に金本位制度を障害なく施行し得たり、獨り我國のみ、金本位制を施行する能はざる理由何處に存するや。

金本位制を實行するに當り、從來流通しつつある銀貨は、如何に處分すべきやの問題に至りては、堀江博士は、吾人に「支那に於ける各造幣廠開辦の日より、民國五年末に至るまで鑄造せられたる一圓銀貨の總額は、三億九千二百一十萬五千四百九圓と稱せらる、而して金貨本位制に移るに當り、一面國幣條例に於て、貨幣單位に對する金貨の純量を定むると共に、他の一面に於ては舊銀貨の流通價格を律するに、金貨を以てし、金貨又は金貨を代表する紙幣の流通の市場に普及せざる間は、依然金貨に依て、通貨價格を律せらるる舊銀貨の流通を認め、兩者互に相消長して、通貨に對する需要を充たさし

むるに於ては、一時急劇に金貨を要せずして、幣制改革の効果を擧ぐるを得るの道理なり、と示せり。誠に至言なり。我國にして苟くも國際經濟に於ける一員たるの地位を向上せしめ、國際經濟に共通せる利益に浴せんと欲するならば、堀江博士の立案を、着々實行せざる可からざると固く信するなり。

第二節 銀行制度の確定

我國に於ては、民業に屬する票莊、錢莊、錢輔、銀爐、中央政府及び各省の機關に屬する官錢局、官銀號等の如き在來の舊式金融業と新式の本國銀行、及び外國銀行の三種が、併立して金融の業務を執掌すと雖も、是等を統轄する銀行法規なく、諸銀行は隨時紙幣を濫發し、極めて自由主義行はれ、無政府の状態と何等異なることあるを知らざるなり。

以上の状態を改善せざる可からざるは、言ふ

外の爲替銀行たらしめ、前者の關係は日本の日本銀行の如く、後者の關係は、正金銀行の如きものとすべし。

(乙) 中央銀行と財政部との關係を隔離す

べきこと、

我國財政の紛亂は、古今未曾有なり、其整理に當り、健全なる中央銀行の援助は、極めて必要なることなり、然も此の點に就きて、現在の中中央銀行に求むること能はず、前例を以て云へば、民國五、六、七年頃、中交兩行は紙幣を濫發し、一方に兌換を維持する能はずして、兌換停止を繼續するの已むを得ざる状態に居り、紙幣の流通價格も、亦正貨に對して三四割低落する状態に陥りたることあり、去年十一月頃に於ても、兩行は取付に遭遇せり、其原因は皆政府が、目前の困難を救ふ爲め、屢々兩銀行に就て、借入金を求め、兩銀行は之に應じて、紙幣を増發し、

を俟たざるものなり、試に改革に對して立案せんと欲す。

第一 中央銀行制度の確定

(甲) 中國銀行のみ中國銀行たらしむべきこと、

今日北京に中國銀行と交通銀行と相對峙して、共に紙幣を發行し、國庫事務に執掌し、金融業務に就きて、互に競争するのみならず、各々政治系統を背景として争ひ、種々弊害現はれ、且兩者共に資力の缺乏により、其基礎不安固なるが故に、到底中央銀行の職務を果す能はず、近來兩銀行を合併して、一となすこと、頻に中外人士に主張せられたり、然るに兩銀行は、複雜なる關係より、合併すること能はざるなり、余の淺見を以てすれば、須く單に中國銀行をして紙幣を發行し、國庫事務を司り、中央銀行たらしむると共に、交通銀行をして、單に對内對

一方に現金を高減少するによるなり、假令遠からず、今後須く中央銀行と國家財政との關係を隔離して、銀行則例に「政府に對する貸付金は、資本金の幾分の幾に限るべし」と定むべきなり、此點に就きて、堀江博士は曩に我國の爲めに、中央銀行則例を改訂するに、重きを置きたり、即ち舊中央銀行則例第十六條に於て、「總裁副總裁簡任董事監事之人數及選任、均以財政部々令定之」とある一項を削除し、正副總裁、董事、監事は總て株主總會の選舉に依らしむることとしたり、又政府所有の株式を宜く漸次民間に賣却せざる可からざるの點に就きて、亦相當の改正を加へたり、然も當局は、此の改正を誠心誠意を以て、實行せず、堀江博士の苦心を抹殺するは、豈に惜むべきに非ずや、

(丙) 中央銀行の公示主義を實行すべきこと

我國政府は、近年豫算決算を提出すること無し、行政官廳も亦然り、銀行會社の營業報告貸借照表等を公示すること尠く、殊に中央銀行の最も重きを置くべき所の公示主義をも中國交通兩銀行共に怠り、營業報告及び貸借對照表等に就きて、期を期して忠實に之を公表することなし、又公表するも、其眞偽に就き、遽に判斷すること能はず、中央銀行則例を通覽して、公示主義に關する何等の規定の存することなく、中央銀行たる所以を失ひ、世間に對する信用を増進する由なきのみならず、公衆中央銀行の信用に對して、判斷する標準なく、其營業を監督するの道もなし、此點に關して、堀江博士は曩に中央銀行則例を改正するに當り、筆を執り「中央銀行は營業日表を作成して、日日財政部に報告し、毎週平均高を官報に公告すること」の一項を認めたり、然るに大總統令として、公布する時、

單一制の廢制に優ることには、言ふ迄も無し、今單に

我國の現狀に照して、兩制の利害を比較すべし、
(A) 發行銀行單一主義の害(我國の現狀に照して云ふ)

一、我國は、資金缺乏、信用薄弱、又銀行當局の智識と業務執行の道徳心乏しき國にして、假りに發行權を中央銀行に獨占せんとすれば、一旦中央銀行破綻を現はし、取引の窮境に陥りたる時、恐慌は全國に亘り、容易に收拾する能はざる虞あり。

二、我國は、國土遼闊にして、交通不便なるが故に、中央銀行が普く各地方に散在する支店分店を支配し、又之に號令するは、容易なるにと非ず、現に昨年十一月頃中國交通兩行取付に會ひ、上海漢口支店より現金を集むることに困難を感じたる實例あり。

(B) 複發行制の害(我國現狀に照して云ふ)

我國は、民智未だ普及せず、殊に經濟に對する智識及び經驗缺乏し、此の方面の人才も尠き國なり、若し複發行制を取るにせんか、(一)全國に亘りて銀行業發達する能はず、(二)或る地方の銀行は基礎強固なるものあるも、又之に反對するものもあり、其發行する紙幣も、發行銀行の信用の厚薄により、現金に對する價格異なり、甲地の紙幣乙地に通用せず、取引の紛糾は、勿論、金融上の動搖混亂を來し、幣制統一の趣意を全く喪失するに至るべし。

此項は削除せられたり、其理由は、中央銀行の現狀に照して、營業報告の公示は不便なる點あればなり、豈に惜むべきに非ずや、今後中央銀行に關する根本義を逸せずして、營業損益を明らかにすることを得べく、公衆亦銀行の信用を判斷するを得んと欲せば、堀江博士の建議を實行せざる可からざるなり。

(丁) 紙幣發行は單一集中主義を取るべし
我國紙幣發行權は、米國の制度を則り、多數の銀行に賦與すべきや、或は日本の制度に倣ひ、中央銀行のみ獨占すべきやは、頻りに論争する所なり、然るに世界の趨勢が發行銀行單一の主義に向ひつゝあり、米國の聯邦準備金制度も、此の傾向を有せり、余の淺見を以てすれば、我國獨り此大勢に逆行する能はず、今試に兩者の利害を比較せんとす、

夫れ天下の事、利の在る所に害も亦之に隨ふ、要は兩害を權量して、其輕き方を取るべきのみ、甲の弊害は乙の弊害よりも容易に救濟せらるるが故に、余は敢へて我國が單一發行制を行ふべしと主張せんとす、今試に余の方案を左に示す。

- 一、中國銀行のみをして、紙幣發行權を獨占し、國庫事務を司り、中央銀行たらしむべし。
- 二、國土遼闊交通不便なることを考へ、地理的關係を案じて、北部は天津、陝西、南部は上海、漢口、廣東、四川に於て、特別支店を置き、其餘各省、各開港場、各縣に各々經濟事情に依り、支店分店を分設し、全國國庫事務金融業務幣制を統一せしむべし。
- 三、從來紙幣を發行せる内外銀行に對して、其發行權を奪ひ、期を劃して、漸次に其已に發行し流通しつゝある紙幣を回收し、中央銀行の權力を大ならしめ、從來紙幣發行を許されたる確實なる地方銀行は、之は中央銀行に合併合同し、其分店支店として營業の監督を爲すこととすれば可なるべし。
- 四、交通銀行に對し、其中央銀行たる資格を喪失せしめ、専ら對内外爲替銀行たらしむべし。

第二、特別及び普通銀行の改善

我國に於て、各省官錢局、官銀號及び官銀行の整理も緊急のこととなり、又舊式金融業の淘汰整理、殖邊銀行、勸業銀行、鹽業銀行等の新式銀行の改善、刷新農工銀行の設立及び普及等幾多の重要な興革を行はざる可からず、此等の目的を達せんとせば、第一、銀行資金を充實し、金融機關たる機能を發揮せしめ、銀行業者をして進歩せる銀行の智識技術を習得せしむべし、第二、金融統一を計り、銀行法規を完備し、其厲行を強制し、又は其營業を監督せざる可からず。

ジェイ・エス・ミルと經濟學の

定義(二)

榎本 鑽 治

六

前述せる如くミルは、當時多くの科學に與へられた定義を以て甚だ不完全極まるものであると論じたが、彼に従へば經濟學も亦同様に、嚴密なる論理的原理の上に形成された定義、否より容易く會得せらる可きもの、即ち定義せられたものと正確に共通せる外延を有する所の定義 (a definition exactly co-extensive with the things defined) をさへ持たないのである。併し是れがために經濟學の眞實なる境界が、少なくとも英國に於ては、實際に誤解若くは看過せられる迄には至らなかつたが、其結果は斯學の研究方法の不定なる一面も屢々誤れる一様々の概念を誘き出すに至つた。然らば斯の如きミルの主張は妥當でありや否や。ミルは自説を確證するため、當時一般に是認せられて居た經濟學の定義を考究したのである。

眞先にミルの槍玉に擧つたのは、

「經濟學とは、如何なる方法を以てすれば一國を裕福ならしめ得るかを教ふるのを職分とする科學である」

と云ふ定義である。彼に従へば經濟學の構成要素を斯の如く見るのは、或程度迄アダム・スミスが彼の大著國富論に與へた題目と排列とに助長せられたのである。右の定義は、經濟學の本質と對象とに關して通俗の見解を述べて居ると云ふ點より見れば、中らずと雖も遠からずてう部類に屬すると云へやう。

併し若しも、色々の言葉の或確定的形式に於ては見出されないが、其主題を意味する様々の流行様式からの抽象過程に於て始めて到達せられる所のものを、定義と呼び得るならば、夫れは、學 (science) と術 (art) との—密接に關係するれども—根本的に相違せる觀念を混同するものであると云ふ決定的抗議に遭遇するのを免れ難

いやうである。是れは右の定義に加へられる非難である。抑も學と術との二觀念が夫々別異のものであることを、恰かも悟性 (understanding) が意思 (will) と異なり、又文法に於て直接法が命令法と異なるやうなものである。一は事實 (facts) に關係し、他は教戒 (precepts) に關係する。學は各種の眞理 (truths) の集團であるが、術は各種の準則 (rules) 換言せば行爲に對する各種の命令 (directions for conduct) の集團である。即ち學の用語は、「是れは然り」、「是は然らず」、又は「是は發生す」、「是は發生せず」と云ふのであるが、術の用語は、「是をなせ」、「彼れを避けよ」と云ふのである。學は或現象 (phenomenon) を認めて、之に關する法則 (law) の發見に努めるのであるが、術は或は目的 (end) を志して、之を遂行す可き諸手段 (means) を探求するのである。